

埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金実施要綱

(目的)

第1条 この補助金は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）を対象に、物価高騰による運営費の負担増加に対する緊急的措置として、光熱費上昇相当分の一時支援金を、放課後児童クラブに給付又は補助（以下「給付等」という。）することで、放課後児童クラブの運営の安定化に寄与し、支援の質を維持することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市町村とする。

(給付等対象放課後児童クラブ)

第3条 給付等対象放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業のうち、下記アまたはイのどちらかに該当する放課後児童クラブとする。

ア 市町村以外の者が設置する放課後児童クラブ

イ 市町村が設置し、市町村以外の者が運営する放課後児童クラブのうち、その運営主体が光熱費を負担している放課後児童クラブ

(事業内容)

第4条 市町村は、物価高騰による運営費の負担増加に対する緊急的措置として、光熱費上昇相当分（高圧電力代及びガス代）の一時支援金を、給付等対象放課後児童クラブへ給付等するものとする。

(県の助成)

第5条 知事は、市町村が前条に定める事業を実施する場合に、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年7月31日に施行し、令和5年6月1日から適用する。

この要綱は、令和6年1月26日に施行し、令和6年1月1日から適用する。